

(様式 1-C)

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

(1) 【福祉保健センター訪問指導車】

1 車種等

車種	小型乗用自動車
ミッション	A T (○) MT ()
台数	1台
燃料	ガソリン (ハイブリッド) 排気量 1,100 cc から 1,500 cc
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	白若しくはシルバー、又は契約業者との打ち合わせにより決定
指定文字等	なし
装備品 (別紙可)	エアコン、エアバッグ (運転席・助手席)、A B S、フロアマット、タイヤパンク応急修理セット、サイドバイザー (前・後)、A B C 消火器、タイヤチェーン (非金属)、カーナビゲーション (テレビ受信機能なし)、ドライブレコーダー (前・後)、バックモニター、前倒式リアシート
特別装備	なし
例示車種	メーカー、車名、グレード
	スズキ「ソリオ」ハイブリッド車 MX
	ホンダ「フィット」e:HEV BASIC
	日産「ノート」E-power X
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	(適合) • 非該当または不適合でも可 (どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 2,200 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 植数人 (どちらかに○)
	九都県市指定低公害車 : 該当

2 物品納入期限	令和 8 年 4 月 10 日
3 借入期間(本年度分)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4 借入月数(本年度分)	12 か月
5 予定借入期間	7 年間
及び最終日	令和 15 年 3 月 31 日
6 物品保管場所	所在地 横浜市南区浦舟町 2-33 名 称 横浜市南区福祉保健課 T E L 045-341-1182

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第 5 条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第 7 条第 2 項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第 12 条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市南区浦舟町 2-33

担当者 横浜市南区福祉保健課 筒井 T E L : 045-341-1182

F A X : 045-341-1189

(様式 1-C)

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

(2) 【生活衛生課環境衛生監視車】

1 車種等

車種	小型乗用自動車
ミッション	A T (○) MT ()
台数	1台
燃料	ガソリン (ハイブリッド) 排気量 1,100 cc から 1,500 cc
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	白若しくはシルバー、又は契約業者との打ち合わせにより決定
指定文字等	なし
装備品 (別紙可)	エアコン、エアバッグ (運転席・助手席)、A B S、フロアマット、タイヤパンク応急修理セット、サイドバイザー (前・後)、A B C 消火器、タイヤチェーン (非金属)、カーナビゲーション (テレビ受信機能なし)、ドライブレコーダー (前・後)、バックモニター、前倒式リアシート
特別装備	なし
例示車種	メーカー、車名、グレード
	スズキ「ソリオ」ハイブリッド車 MX
	ホンダ「フィット」e:HEV BASIC
	日産「ノート」E-power X
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	(適合) • 非該当または不適合でも可 (どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 1,500 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 植数人 (どちらかに○)
	九都県市指定低公害車 : 該当

2 物品納入期限	令和 8 年 4 月 10 日
3 借入期間(本年度分)	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4 借入月数(本年度分)	12 か月
5 予定借入期間	7 年間
及び最終日	令和 15 年 3 月 31 日
6 物品保管場所	所在地 横浜市南区浦舟町 2-33 名 称 横浜市南区福祉保健課 T E L 045-341-1182

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第 5 条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第 7 条第 2 項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第 12 条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市南区浦舟町 2-33

担当者 横浜市南区福祉保健課 筒井 T E L : 045-341-1182

F A X : 045-341-1189